

橋本周辺広域市町村圏組合監査委員条例

平成 11 年 3 月 31 日

条 例 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求又は要求による監査)

第 2 条 監査委員は、法第 98 条第 2 項、法第 242 条第 1 項若しくは法第 243

条の 2 第 3 項の規定による監査の要求又は法第 199 条第 6 項の規定による監査の請求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 14 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(定例監査)

第 3 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項の規定により監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を管理者に通知しなければならない。

(決算等の審査)

第 4 条 監査委員は、法第 233 条第 2 項の規定による決算及び証書類等の審査の結果の意見書、法第 243 条の 2 第 3 項の規定による職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定書並びに同条第 8 項の規定による意見書は、審査に付された日から 30 日以内に管理者に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りでない。

(監査の結果の公表)

第 5 条 監査委員の行う公表は、橋本周辺広域市町村圏組合公告式条例（平成 11 年条例第 1 号）に定める公示の例による。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。